

香美市協働推進計画

—輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり—



香美市イメージキャラクター

高知県香美市

令和 5 年 3 月

目次

1	計画の概要	1
	(1)計画策定の背景と趣旨	1
	(2)計画の位置付け	2
	(3)計画の期間	2
2	用語の定義	3
3	協働の領域と形態	5
	(1)協働の領域	5
	(2)協働の形態	6
4	現状と課題	7
	(1)情報の発信と共有	7
	(2)協働・参画に向けた環境整備	7
	(3)自治会	8
	(4)市民と市職員の意識	8
5	基本方針と取り組み	9
	基本方針1 情報の発信と共有の推進	10
	基本方針2 協働・参画に向けた環境整備	10
	基本方針3 自治会運営・活動に対する支援	12
	基本方針4 協働意識の醸成	13
6	協働のまちづくりの推進に向けて	14
	(1)計画の推進	14
	(2)進捗管理	14
	(3)本市の体制	15

資料編

資料①	取り組み評価シート	17
資料②	第4期香美市まちづくり委員会名簿	18
資料③	香美市協働推進本部名簿(令和4年度)	19
資料④	香美市まちづくり委員会設置条例	20
資料⑤	香美市協働推進本部設置要綱	22
資料⑥	香美市協働のまちづくり条例	24
資料⑦	香美市協働のまちづくり条例施行規則	27

1 計画の概要

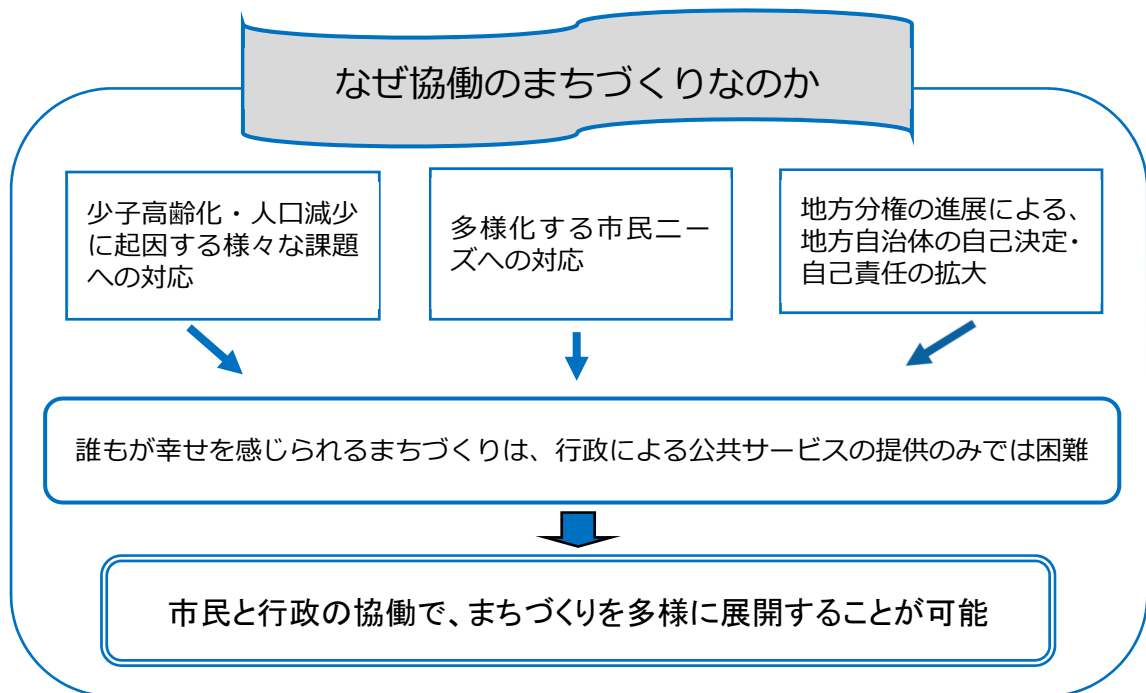
(1)計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルなどの変化もあり、地域課題は複雑化、多様化しています。また、地方分権の進展にともない、どのようなまちづくりをしていくかを自治体自らが選択できると同時に、責任を持つことが求められています。

本市においても、市民が求める幸せや豊かさは多様化しており、地域やそれぞれの事情に沿った、よりきめ細やかな対応が望まれています。

本市で暮らす誰もが喜びや幸せを感じるためには、多くの市民がまちづくりの当事者として、感性や経験をまちづくりにいかすことができる環境整備と、市民と行政が共に行動する「協働」によるまちづくりを推進することが必要です。

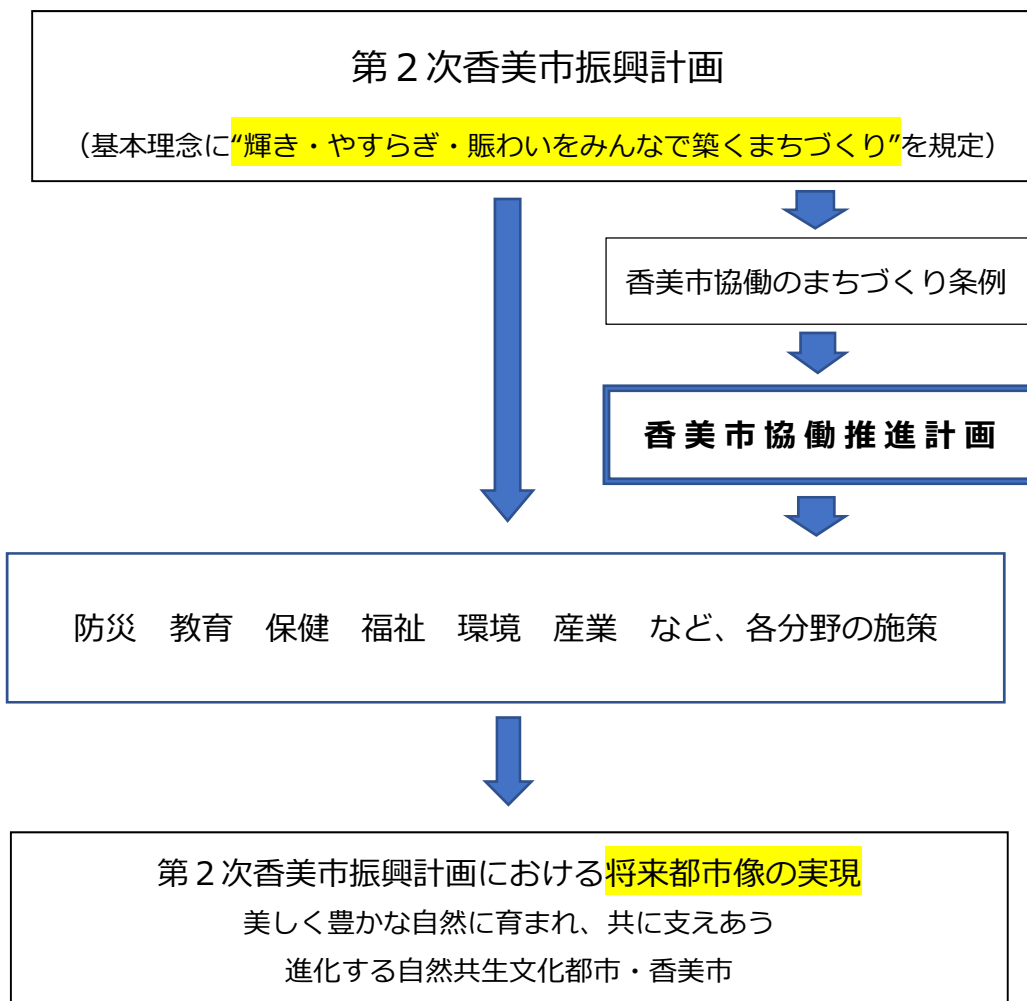
本計画は、香美市協働のまちづくり条例（資料⑥）第11条の規定に基づき策定しました。今後、条例及び本計画に掲げる取り組みにより、協働のまちづくりを推進していきます。



(2)計画の位置付け

本計画は、第2次香美市振興計画を上位計画としています。

各分野の個別計画との整合性を図りながら、第2次香美市振興計画における将来都市像の実現を目指していきます。



(3)計画の期間

本計画は、第2次香美市振興計画の終期に合わせ、令和5年4月から令和9年3月までとし、期間終了時に見直します。

2 用語の定義

協働

まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、相互に補完しながら共に行動することをいう。

(香美市協働のまちづくり条例第2条第4号)

・まちづくり

市民が共同で、あるいは地方自治体と協力して、住みよく魅力ある「まち」を創り上げていくさまざまな活動を指します。その活動は、道路や施設などのハード面の整備だけでなく、地域の魅力や活力を高めるための環境づくりやコミュニティの形成、健康づくり、社会福祉や教育の振興など、幅広いソフト面の活動を含みます。

・対等な立場

同じ目的を持つ当事者として、上下関係や主従関係などが無いことをいいます。

・相互に補完

当事者同士がお互いの特性や考え方の違いなどについて共通認識を持ち、目的達成に向けて補い合うことをいいます。

市民

市内に住所を有する人、市内で働く人、市内で学ぶ人、市内で事業を営む人、市内に土地又は家屋を有する人及び法人その他の団体、市内で活動する人及び法人その他の団体をいいます。

市

市長及びその他の執行機関をいいます。

参画

市民が市の政策などの企画立案、実施及び評価に主体的に参加することをいいます。

地域コミュニティ

居住地域を同じくし、利害を共にする共同社会をいい、自治会もこれにあたります。

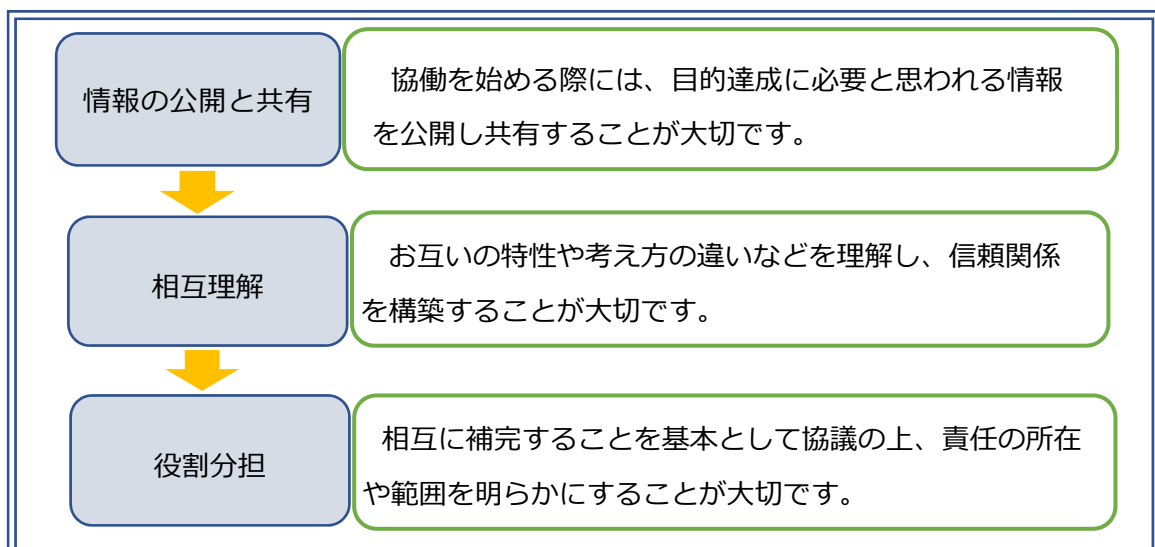
パートナー

相互の信頼に基づく対等な協力、提携の関係をもった相手をいいます。

NPO

Non Profit Organization の頭文字を取った略称。営利を目的としない民間の組織や団体のことで、ボランティア団体をはじめ、公益を優先し、利益を目的としない幅広い民間団体を指します。このうち、特定非営利活動法人促進法に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人（NPO 法人）」、NPO 法人のうち一定の基準を満たすものとして所轄庁の認定を受けた法人を「認定特定非営利活動法人（認定 NPO 法人）」といいます。

協働をするときに大切なこと(協働の基本姿勢)



3 協働の領域と形態

(1) 協働の領域

		広義の協働				行政主体
領域	市民主体	公共サービスにおける協働 (狭義の協働)			(参画)	
		市民主導	協力	行政主導		
		市民が責任をもって独自に活動する領域	市民が主導し、市が協力・支援して活動する領域	市民と市がお互いの特性を活かし、協力しながら活動する領域	市が主導し、市民が協力して活動する領域	市の政策形成・施策評価時に市民が参画する領域
協働の形態	『自治会と防災会が協働』 『企業と自治会が協働』 『社協と住民が協働』	補助 助成 後援 実行委員会 事業協力	共催 実行委員会 事業協力	委託 指定管理 実行委員会 事業協力	参画 住民提案	(例) ・各種公共事業 ・施設整備事業 ・行政処分 (許認可、賦課徴収、給付など) ・内部管理事務 (人事、庶務、経理など)
事業例	・防災訓練 ・花いっぱい運動	・集落活動センター ・地域活性化総合補助金	・ものづくり会議 ・芸術祭 ・コミュニティスクールの推進	・秦山公園 子どもの広場など管理 ・集会所指定管理 ・地区公民館事業 ・広報発行	・各種委員会 ・審議会など ・パブリックコメント	

市民と市の協働は、それぞれの関わり度合いにより、5つの領域が考えられます。このうち市民と市が公共サービスの提供において協働する領域(狭義の協働)は、市民主導、協力、行政主導の3つの領域です。広義の協働は、行政が関わらない市民主体の部分と、市の政策形成、評価時における参画があります。

(2)協働の形態

形態	内容	効果
補助 助成	市民が行う公益性の高い事業に対して、市が補助や助成を行い、財政的な支援をする形態です。	市民活動が充実するとともに、市民活動の自主性、自立性が尊重されます。
後援	市民が主催者として実施する事業に対して、市がその趣旨に賛同し、名義の使用許可を行う形態です。	事業に対する理解や関心、社会的信頼度を増すことができます。
共催 実行委員会	共催は、市民と市がともに主催者となつて一つの事業を行う形態です。 実行委員会は、市民と市で構成される実行委員会が主催者となつて、事業を行う形態です。	事業の企画段階から話し合いを重ね、お互いの役割、責任分担を明確にして事業を実施することができます。
委託 指定管理	委託は、市が責任を持って担うべき事業をより効果的に実施するため、優れた特性を持つ市民に契約によって委ねる形態です。 指定管理は、市の所有する公の施設をより効果的に管理運営するため、優れた特性を持つ市民に施設の管理運営を委ねる形態です。	市にはない専門性や創造性が期待でき、きめ細かなサービスの提供が可能となります。
事業協力	市民と市が互いの特性を活かし、一定期間継続的な関係のもとで、協力して事業を行う形態です。	双方の特性が発揮でき、話し合いの機会が増えることでパートナーと信頼関係が構築できます。

市民と市の協働で事業を行う際は、それぞれの領域に応じて協働の形態を選択します。各事業の属する領域は、今後の社会情勢などによって変わる可能性があるため、市民主体、行政主体の領域に関しても、市民と市はお互いに関心を持ちながら社会情勢を注視する必要があります。

4 現状と課題

香美市まちづくり委員会（資料②④）では、「協働の取り組みに関する課題と対策」、「香美市の協働事業」についてグループワークを行い、現状と課題を以下の4項目に整理しました。

(1)情報の発信と共有

- ・行政は、まちづくりに関する数多くの情報を持ち、様々な方法で発信・提供していますが、的確に伝わっていない場合があります。また、事業を始める前の、当事者間協議や情報共有が足りていないこともあります。

- ・市民活動や地域活動に興味があっても、ほしい情報がどこにあるか分からない、どこに相談すれば良いのか分からないという声があります。これらのことから、発信方法を工夫しより分かりやすいものにするとともに、SNS など新たな発信方法の検討も必要です。

(2)協働・参画に向けた環境整備

- ・市民が市政に参画する主な制度として、パブリックコメント、各種審議会へ公募委員としての参加などがありますが、その制度や情報が分かりにくいという声があります。「みんなで築くまちづくり」を一層推進していくためには、分かりやすい仕組みづくりが求められます。また、まちづくりに関する市民の意見や提案について、その取り扱いを明確にすることが必要です。

- ・市民活動や地域活動などに参加したい意欲があっても、相互交流や情報交換のできる環境が十分でない場合があります。市民参加型の事業では、興味のある活動に参加しやすい環境や機会の提供が必要です。他者からの働きかけが参加のきっかけとなることも多いため、人が人を呼ぶような工夫も望まれます。

(3)自治会

自治会は、住民にとって最も身近なコミュニティで、協働をすすめる上で行政の重要なパートナーです。公共サービスの面でもさまざまな役割を担っていますが、近年では自治会への加入率が低下し、自治会役員の成り手不足や行事の協力者不足も問題となっています。また、地域ごとに、その位置づけや活動について温度差があることから、地域毎のニーズに対応できる環境づくりが必要です。

(4) 市民と市職員の意識

「協働」という言葉そのものの認知度が低い中、市民と市職員の間で「協働のまちづくり」についての認識をどのように共有するのが課題です。

市職員は地域の課題や市民ニーズの把握に努め、市民とともに解決していくとする姿勢が必要です。市民も行政に対する協力という姿勢だけでなく、地域課題の解決に向けて自ら取り組む意識が必要です。



第4期まちづくり委員会 グループワーク
(3部会の内「建設・環境部会」の様子)

5 基本方針と取り組み

本市の協働のまちづくりをめぐる現状と課題をふまえて、以下4点の基本方針とその取り組みを定めます。

4つの基本方針

基本方針1 情報の発信と共有の推進

- (1)協働事業開始時の積極的な情報公開
- (2)事業実施内容、事業実施後の評価公表
- (3)様々な媒体を活用した情報の発信と共有

基本方針2 協働・参画に向けた環境整備

- (1)広聴機能の充実
- (2)相互交流・情報交換、連携体制の整備
- (3)市民活動参加のきっかけづくり
- (4)市民活動の拠点施設整備

基本方針3 自治会運営・活動に対する支援

- (1)自治会運営・活動の支援
- (2)自治会加入に向けた啓発
- (3)自治会間の連携促進

基本方針4 協働意識の醸成

- (1)市民の意識啓発
- (2)市職員の意識向上



基本方針 1 情報の発信と共有の推進

協働事業の目的達成には、情報共有と協議に基づく当事者同士の共通理解が欠かせません。協働・参画に関する情報を積極的に発信するとともに、共有に努めます。

【取り組み】

(1)協働事業開始時の積極的な情報公開

- ・ 協働事業開始時には事前に協議を行い、目的などの共有を図る。
- ・ 各種審議会では委員公募を積極的に活用する。
- ・ 非公開以外の各種会議録を公開する。

(2)事業実施内容、事業実施後の評価公表

- ・ 広報やホームページなどを活用し、情報を分かりやすく発信する。
- ・ 目標の設定と達成状況の評価を行い、公表する。

(3)様々な媒体を活用した情報の発信と共有

- ・ 広報やホームページでの発信を充実させる。
- ・ 新たな媒体の活用や発信方法を検討する。

基本方針 2 協働・参画に向けた環境整備

市民が協働・参画しやすい仕組みは、「みんなで築くまちづくり」をすすめる上で重要です。市民と行政が直接対話し、市民の意見を広く聴くことができる広聴機能の充実を図るとともに、地域における各種団体や教育機関などと連携を図ります。

市民活動や地域活動については、興味のある活動に参加しやすいような仕組みづくりや、機会の提供に努めるとともに、活動拠点として施設整備や機能の充実を図ります。

【取り組み】

(1) 広聴機能の充実

- ・ 市民懇談会やパブリックコメント、各種審議会の委員公募など広聴機能を充実させ、より多くの市民が参画できる工夫をする。
- ・ まちづくりに関する新たな提案等について、取り扱いを明確にする方法を検討する。

(2) 相互交流・情報交換、連携体制の整備

- ・ 地域における各種団体（社会福祉協議会、市民活動団体、企業、NPO など）との連携を促進する。
- ・ 教育機関と連携し、地域の活性化につながる取り組みを検討、学生の地域活動や市民活動を支援する。

(3) 市民活動参加のきっかけづくり

- ・ 防犯、環境、子育てなど、身近に関心を持ちやすい活動へ市民参加を促し、将来的に幅広い市民活動や地域活動への参加、協働につなげられる工夫をする。
- ・ 子育て世代や学生、夫婦、親子、友人などが、誘い合って参加できるイベントや活動を企画する。

(4) 市民活動の拠点施設整備

- ・ 市民による自主的な公益的活動を促す小さな拠点づくりをすすめる。
- ・ 地域コミュニティ活動の拠点となる地区公民館や集会所などの利便性の向上や機能の充実を図る。

基本方針3 自治会運営・活動に対する支援

自治会は、住民にとって最も身近なコミュニティで、協働をすすめる上で行政の重要なパートナーです。公共面でもさまざまな役割を担っており、地域ごとにきめ細かな対応をしていくためには、自治会の役割が重要です。それらの活動がスムーズに行えるよう、必要な環境整備を図ります。また、自治会の重要性等について啓発に努めます。

【取り組み】

(1)自治会運営・活動の支援

- ・ 地域活動の補助金、助成金を充実する。
- ・ 支援制度の周知と普及を図る。
- ・ 役員の負担軽減を検討する。

(2)自治会加入に向けた啓発

- ・ 転入者に自治会加入について案内や啓発を行う。
- ・ 自治会の地域維持活動などについて、PR や広報活動の強化を図る。

(3)自治会間の連携促進

- ・ 地区に共通する課題の協議や自治会活動の連携を促進する。

自治会は、地域をより良くするためのさまざまな活動をしています。安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりを目指しています。



基本方針4 協働意識の醸成

市民と市職員の間で「協働のまちづくり」の認識を共有し、協働意識の醸成を図ります。

市民は、市民参加型の市の事業などを通して協働の理解を深め、協働のまちづくりの担い手として意識の向上を目指します。

市職員は、常に協働の視点を持って事業に取り組めるよう、協働に対する理解を深め、率先して市民との連携に努めます。

【取り組み】

(1)市民の意識啓発

- ・地域ごとの多様なニーズに対応するための手立てが協働であること、その取り組みが進むことで、住民誰もが本市で暮らす喜びや幸せを実感できることを啓発する。

本計画および香美市協働のまちづくり条例の周知
広報やホームページに啓発記事を掲載

(2)市職員の意識向上

- ・市職員の協働のまちづくりに対する理解や意識を高める。

新規採用職員研修等での啓発
庁内グループウェアを活用した情報発信や啓発
市民活動への市職員の積極的な参加推奨
市職員を対象にした協働ハンドブックの作成
まちづくり委員会への参加
協働の視点での事業構築

6 協働のまちづくりの推進に向けて

協働のまちづくりを推進するためには、市と市民の多様な主体が、本計画の趣旨や内容を理解するとともに、協働の取り組み内容や成果を検証し改善していくことが重要です。

(1) 計画の推進

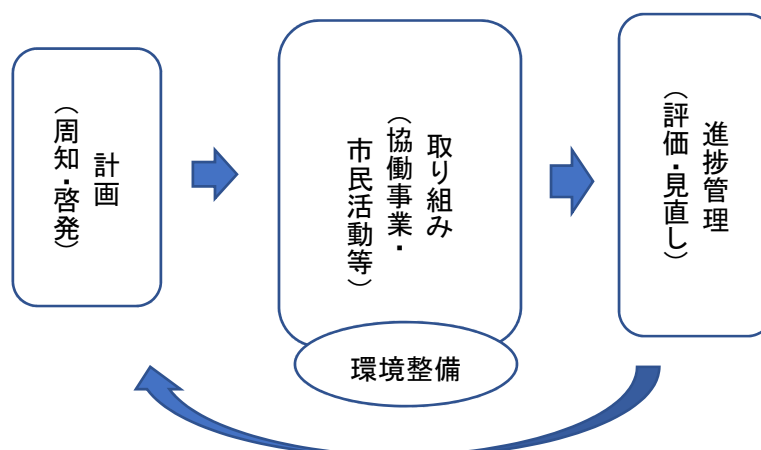
協働のまちづくりの推進は、市民や市職員をはじめ、まちづくりに関わる多様な主体が、本計画の趣旨や内容を理解することが大切です。

広報やホームページなどで本計画を周知するとともに、多様な主体と市が直接対面できる機会を活用し、協働のまちづくりを推進していきます。

(2) 進捗管理

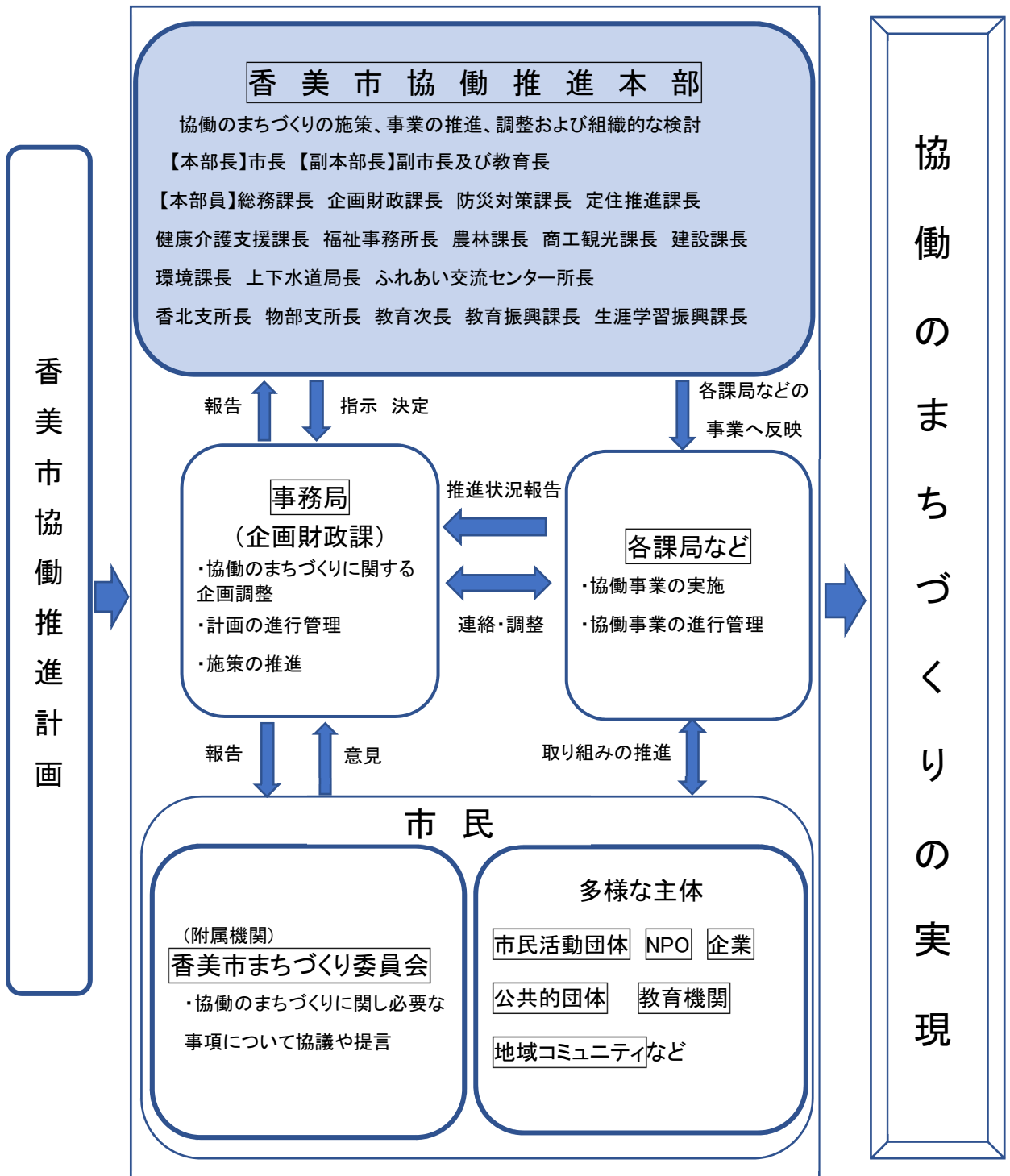
4つの基本方針に掲げた取り組みの進捗管理は、協働事業への各課の評価を基に「取り組み評価シート(資料①)」を毎年度作成し、香美市協働推進本部(資料③⑤)、香美市まちづくり委員会で協議することで行います。

また、ホームページなどで市民に公表し、協働のまちづくりの推進に向けた環境整備を図ります。



(3)本市の体制

協働のまちづくりの推進は、市長を本部長とした香美市協働推進本部を中心に庁内の連携を図り、総合調整を行いながら取り組んでいきます。



資料編

資料①

取り組み評価シート

評価 A:できている B 概ねできている C:あまりできていない D:できていない

基本方針1 情報の発信と共有の推進		R5	R6	R7	R8
(1)協働事業開始時の積極的な情報公開	協働事業開始時の事前協議と目的の共有				
	審議会等委員の公募				
	会議録の公開				
(2)事業実施内容、事業実施後の評価公表	広報やホームページでの分かりやすい情報発信				
	目標の設定と達成状況の評価、公表				
(3)様々な媒体を活用した情報の発信と共有	広報やホームページの充実				
	新たな活用媒体、発信方法の検討				
基本方針2 協働・参画に向けた環境整備		R5	R6	R7	R8
(1)広聴機能の充実	市民懇談会の開催				
	パブリックコメントの募集				
	市民提案について、取り扱いの明確化				
(2)相互交流・情報交換、連携体制の整備	地域の多様な主体との連携				
	香美市学生地域活動支援事業の積極的活用				
(3)市民活動参加のきっかけづくり	交流する機会の創出				
	参加しやすいイベント・事業内容への工夫				
(4)市民活動の拠点施設整備	集落活動センター事業の推進				
	活動場所の整備及び提供				
基本方針3 自治会運営・活動に対する支援		R5	R6	R7	R8
(1)自治会運営・活動の支援	補助金、助成金の充実				
	支援制度の周知と普及				
	役員の負担軽減の検討				
(2)自治会加入に向けた啓発	転入者への案内と啓発				
	広報活動の強化				
(3)自治会間の連携促進	自治会間の連携促進				
基本方針4 協働意識の醸成		R5	R6	R7	R8
(1)市民の意識啓発	本計画、条例の周知				
	広報やホームページに啓発記事を掲載				
(2)市職員の意識向上	新規採用職員研修等での啓発				
	庁内グループウェアを活用した情報発信や啓発				
	市民活動への市職員の積極的な参加推奨				
	市職員を対象にした協働ハンドブックの作成				
	まちづくり委員会への参加				
	協働の視点での事業構築				

資料②

第4期香美市まちづくり委員会名簿

団体名など(委嘱当時のもの)	氏名	備考
公募委員	山崎 眞幹	会長
不動産鑑定士(学識経験者)	中村 健	副会長
民生委員・児童委員協議会連合会	乾 安次郎	
自治会関係者(香北)	黒岩 世履	
自治会関係者(物部)	山崎 秀男	
香美市食生活改善推進協議会	三宮 直子	
香美市観光協会	山中 盛世	
香美市商工会	石川 靖	
JA 高知県 物部支所	竹内 正雄	
NPO 法人 いなかみ	西村 剛治	
香美市小中学校 PTA 連絡協議会	藤原 文久	令和3年度
香美市小中学校 PTA 連絡協議会	國光 淳	令和4年度
香美市社会福祉協議会	横山 和志	
物部森林組合	小田 祥平	
香美森林組合	高橋 隼也	
香北町青年団	河田 将吾	令和3年度
高知工科大生	大原 麻実	
高知工科大生	渡邊 七海	
公募委員	北村 泰壽	
公募委員	濱崎 博志	
公募委員	鳥谷 貴美	
公募委員	西村 知秀	

資料③

香美市協働推進本部名簿（令和４年度）

役職	氏名	備考
市長	依光 晃一郎	本部長
教育長	白川 景子	副本部長
総務課長	川田 学	
企画財政課長	佐竹 教人	
防災対策課長	日和佐 干城	
定住推進課長	中山 繁美	
健康介護支援課長	宗石 こずゑ	
福祉事務所長	中山 泰仁	
農林課長	川島 進	
商工観光課長	石元 幸司	
建設課長	井上 雅之	
環境課長	依光 伸枝	
上下水道課長	西村 安史	
ふれあい交流センター所長	植田 佐智	
香北支所長	前田 哲夫	
物部支所長	竹崎 澄人	
教育次長	秋月 建樹	
教育振興課長	公文 薫	
生涯学習振興課長	黍原 美貴子	

資料④

○香美市まちづくり委員会設置条例

平成26年12月19日

条例第39号

改正 令和元年6月26日条例第4号

(設置)

第1条 市民のまちづくりへの参画を促し、協働のまちづくりを推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協働のまちづくりの推進に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域において活動する団体から推薦された者
- (2) 公募による者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会に、第2条第1項の所掌事務を行うため、専門部会を置く。
- 5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 会議は、公開とする。

(小委員会)

第7条 委員会に、専門的な事項の調査及び審議を行うため、小委員会を設けることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(最初の委員会の招集)

- 2 委員が委嘱された後の最初に招集すべき委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年香美市条例第50号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和元年6月26日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料⑤

○香美市協働推進本部設置要綱

令和2年8月20日

訓令第16号

改正 令和4年1月24日訓令第2号

(設置)

第1条 香美市において市民と市の協働のまちづくりを推進するため、香美市協働のまちづくり条例施行規則（令和元年香美市規則第3号の2）第4条第2号の規定に基づき、香美市協働推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 香美市まちづくり委員会の支援に関すること。
- (2) 香美市協働のまちづくり条例（令和元年香美市条例第13号）第9条の規定に基づく市民の参画の方法等を規定した制度の策定に関すること。
- (3) 協働関連の施策・事業の推進に関すること。
- (4) 協働全般について各課の調整及び組織的な検討に関すること。
- (5) その他市民と市の協働のまちづくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。ただし、本部長が必要と認めるときは、構成員を追加することができる。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、所掌事務を処理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、会議の議長となる。

- 2 本部長は、本部員が会議を欠席するときには、当該本部員の代理者の出席を求めるこ

とができる。

- 3 本部長は、会議の運営上必要があると認めるときは、本部員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年8月20日から施行する。

附 則 (令和4年1月24日訓令第2号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

総務課長	企画財政課長	防災対策課長	定住推進課長	健康介護支援課長	
福祉事務所長	農林課長	商工観光課長	建設課長	環境課長	上下水道局長
ふれあい交流センター所長	香北支所長	物部支所長	教育次長	教育振興課長	
生涯学習振興課長					

資料⑥

○香美市協働のまちづくり条例

令和元年6月26日

条例第13号

私たちの香美市は、平成18年に土佐山田町、香北町及び物部村が合併して誕生した、美しく豊かな自然に育まれたまちである。

本市は、日本三大鍾乳洞の一つである龍河洞、やなせたかし記念館アンパンマンミュージアム及び奥物部山岳地帯など多くの観光資源にも恵まれている。

本市のまちづくりの目標や行動規範として制定された香美市市民憲章の前文には、先人が築き上げた尊い文化や伝統を受け継ぎ、人々が愛と勇気を心に持ち、誰もが幸せを感じられるまちづくりを目指すことが謳われている。

その実現のためには、市民と市が情報を共有し、それぞれの役割を認識するとともに、相互に補完し合いながら協働でまちづくりを進めていく必要がある。

より多くの市民がまちづくりの主役として参画し、その感性や経験がまちづくりに活かされる環境の実現を目指し、ここに香美市協働のまちづくり条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民と市の協働のまちづくりに関し基本的な事項を定めることにより、まちづくり活動への市民の参画を促進し、住民自治の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する人

イ 市内で働く人

ウ 市内で学ぶ人

エ 市内で事業を営む人

オ 市内に土地又は家屋を有する人及び法人その他の団体

カ 市内で活動する人及び法人その他の団体

(2) 市 市長及びその他の執行機関をいう。

- (3) 参画 市民が市の政策等の企画立案、実施及び評価に主体的に参加することをいう。
- (4) 協働 まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、相互に補完しながら共に行動することをいう。
- (5) 地域コミュニティ 居住地域を同じくし、利害を共にする共同社会をいう。

(基本理念)

第3条 まちづくりは、次に掲げる理念に基づき、協働で行われることを基本とする。

- (1) まちづくりは、市民の参画の下で進められなければならない。
- (2) まちづくりは、市民と市が情報を共有し、役割と責任を分担しながら進められなければならない。
- (3) まちづくりは、市民と市が対等なパートナーとして、相互の立場を尊重しながら進められなければならない。

(市民の権利)

第4条 市民は、市政の情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、まちづくりの当事者として、まちづくりへの積極的な参画と、良好な地域コミュニティの形成に努め、協働のまちづくりに協力するものとする。

- 2 市民は、参画と協働に当たっては、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、市政運営に当たって、市民の参画の機会を確保するよう努めなければならない。

- 2 市は、市政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく市民に提供し、市民がまちづくりに参画しやすい環境づくりに努めなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 市民と市は、香美市個人情報保護条例（平成18年香美市条例第14号）に基づき、協働のまちづくりの推進過程で生じる個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(議会の役割)

第8条 議会は、市民の参画する協働のまちづくりが、第3条の基本理念に沿って進められているのかを調査し、必要に応じて、助言しなければならない。

(市民の参画の方法等)

第9条 市は、協働のまちづくりを推進するため、市民の参画の方法等を規定した制度を定めなければならない。

(必要な組織又は機関の設置)

第10条 市は、協働のまちづくりを推進するため、委員会その他の必要と認める組織又は機関を設置しなければならない。

(協働推進計画)

第11条 市は、協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、協働推進計画を策定するものとする。

2 市は、協働推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料⑦

○香美市協働のまちづくり条例施行規則

令和元年6月27日

規則第3—2号

(趣旨)

第1条 この規則は、香美市協働のまちづくり条例（令和元年香美市条例第4号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定める。

(法人その他の団体)

第2条 条例第2条第1号の法人その他の団体は、営利法人のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 自治会等の地域コミュニティ組織
- (2) NPO、農業協同組合、生活協同組合、社会福祉協議会等の公益的法人又は団体
- (3) 大学、高等学校又は幼稚園等の教育・研究機関
- (4) まちづくり活動、ボランティア活動等を主な目的とした地域団体又はサークル
- (5) 政治、宗教又は営利を目的としない公益活動を行う集団

(参画の方法等を規定した制度)

第3条 条例第9条の参画の方法等を規定した制度は、次に掲げるものとする。

- (1) 情報共有 市民と市が情報を共有するしくみで、次に掲げるもの
 - ア 情報公開制度 香美市情報公開条例（平成18年香美市条例第13号）に基づき、市の保有する情報を市民の請求により公開するほか、広報やホームページ等を利用して情報を積極的に提供する制度
 - イ まちづくり学習支援制度 市民の要請により、市民が主催する集会や学習会等に市職員を派遣して、まちづくり学習を支援する制度
 - ウ 審議会等会議の公開制度 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関及びこれに準ずる機関の会議を市民に公開する制度
 - エ 行政連絡会 市が市内全自治会長に対して、市の取組などの報告を行い、情報共有や意見交換を行う会議
- (2) 政策・施策策定 市が政策又は施策を策定する過程に市民の参画を促進するしくみで、次に掲げるもの

- ア アンケート調査 対象施策等について一定の質問形式で市民の意見を把握する調査
 - イ パブリック・コメント手続制度 市が基本的な方針若しくは計画を策定し、又は条例若しくは規則の制定等を行う際に、市民の意見を広く募集し、これらに反映する制度
 - ウ 市民懇談会 市が主要な計画又は施策・事業を策定する際に、市民に内容の説明や情報提供を行い、市民の意見を広く聴き、当該計画又は施策・事業に反映する制度
 - エ 審議会等委員公募制度 市が第1号ウに規定する会議の委員を任命する際に、構成委員の一部又は全部を広く市民から募集する制度
 - オ ワークショップ 市が主要な施策・事業を策定する際に、市民と市が相互に議論等を行うことにより、案を作り上げていく手法
- (3) 政策・施策実施 市が実施する事業に市民の参画を促進するしくみで、次に掲げるもの
- ア 事業の企画委員会又は実行委員会制度 市の事業に市民の視点を導入することを目的として、市民が主体となった企画委員会又は実行委員会を組織し、事業の企画、運営等を一任する制度
 - イ 事業サポーター制度 市が実施する事業において、当該事業分野に関心が高い、又は精通している市民が当該事業のスタッフとして実践に関わる制度
 - ウ 協働のまちづくり登録制度 市民の知識、経験等をまちづくりに活かすことを目的として、人材、団体等を登録する制度
- (4) 政策・施策評価 市が施策・事業を評価する段階に市民の参画を促進するしくみで、次に掲げるもの
- ア 市民意識調査 市が実施している、又は実施した施策・事業に対して、調査項目を設定し市民から意見を収集し、市民の意識の傾向を把握・分析して当該施策・事業に反映する制度
 - イ 行政評価制度 市が実施している、又は実施した施策・事業に対して、市民が評価及びその方向性に関与する制度
- (5) 前4号までに掲げるものを除くほか、条例の目的を達成するための参画のしくみで、市長が必要と認めたもの
- 2 市長は、市が実施する施策・事業について、協働による取組が必要であると判断した

ときは、前項各号に掲げる参画のしくみから当該施策・事業に適切なものを選択して実施するものとする。

(必要な組織又は機関の設置)

第4条 条例第10条の委員会その他の必要と認める組織又は機関は、次に掲げるものとする。

- (1) まちづくり委員会 市民で構成する協働推進組織で、市民のまちづくりへの参画を促し、協働のまちづくりを推進することを目的として設置されるもの
- (2) 協働推進本部 市職員で構成する協働推進組織で、前号の組織を支援するとともに、条例第9条の参画の方法等を規定した制度の策定、協働関連の施策・事業の推進のほか、協働全般について各課の調整及び組織的な検討を行うことを目的として設置されるもの
- (3) その他市長が必要と認める組織又は機関

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香美市協働推進計画

発行年月／令和5年3月

〒782-8501 高知県香美市土佐山田町宝町 1-2-1

香美市企画財政課

Tel0887-53-3114 FAX0887-53-5958

E-mail kikakuka@city.kami.lg.jp